

厚生労働省発社援 0319 第 14 号
令和 8 年 3 月 19 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号本職通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表

(別紙)

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>第 1 通 則</p> <p>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 （交付の目的）</p> <p>1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（以下第2において「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の規定に基づき、都道府県、<u>政令指定都市、又は中核市</u>が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>別 紙</p> <p>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>第 1 通 則</p> <p>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 （交付の目的）</p> <p>1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（以下第2において「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の規定に基づき、都道府県<u>又は指定都市</u>が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p>

改 正 後				現 行			
(定 義) 2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。				(定 義) 2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 生活保護法第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設		(1) 生活保護法第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に基づく授産施設((1)による授産施設を除く。)	社会事業授産施設			(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に基づく授産施設((1)による授産施設を除く。)	社会事業授産施設		
(3) 障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設			(3) 障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設		

改 正 後				現 行			
<p>養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援若しくは同条第15項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)並びに同条第11項に規定する障害者支援施設</p>				<p>養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援若しくは同条第15項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)並びに同条第11項に規定する障害者支援施設</p>			
<p>(4) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規</p>	<p>居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 (以下「居宅介護事業所」とい</p>			<p>(4) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規</p>	<p>居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 (以下「居宅介護事業所」とい</p>		

改 正 後				現 行			
<p>定する同行援助、同条第5項に規定する行動援助（以下「居宅介護」という。）、同条第8項に規定する短期入所、同条第13項に規定する就労選択支援、同条第16項に規定する就労定着支援、同条第17項に規定する自立生活援助、同条第18項に規定する共同生活援助及び同条第19項に規定する相談支援を行う事業所</p>	<p>う。） 短期入所事業所 就労選択支援事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所</p>			<p>定する同行援助、同条第5項に規定する行動援助（以下「居宅介護」という。）、同条第8項に規定する短期入所、同条第13項に規定する就労選択支援、同条第16項に規定する就労定着支援、同条第17項に規定する自立生活援助、同条第18項に規定する共同生活援助及び同条第19項に規定する相談支援を行う事業所</p>	<p>う。） 短期入所事業所 就労選択支援事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所</p>		
<p>(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第</p>	<p>身体障害者社会参加支援施設</p>	<p>補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>点字図書館 聴覚障害者情報提</p>	<p>(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第</p>	<p>身体障害者社会参加支援施設</p>	<p>補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>点字図書館 聴覚障害者情報提</p>

改 正 後				現 行			
1項に基づく身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）			供施設	1項に基づく身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）			供施設
(6) 障害者総合支援法第5条第29項に基づく福祉ホーム	福祉ホーム			(6) 障害者総合支援法第5条第29項に基づく福祉ホーム	福祉ホーム		
(7) 平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮施設	応急仮施設			(7) 平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮施設	応急仮施設		

改 正 後				現 行			
(8) 社会福祉法第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所	無料低額宿泊所			(8) 社会福祉法第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所	無料低額宿泊所		
(9) 生活保護法第30条に基づく日常生活支援住居施設	日常生活支援住居施設			(9) 生活保護法第30条に基づく日常生活支援住居施設	日常生活支援住居施設		
(10) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第6項に基づく困難な問題を抱える女性を一時保護する一時保護所、同法第12条に基づく困難な問題を抱える女性を <u>入所させて、保護等</u>	一時保護所 女性自立支援施設			(10) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第6項に基づく困難な問題を抱える女性を一時保護する一時保護所、同法第12条に基づく困難な問題を抱える女性を <u>収容保護する</u> ための	一時保護所 女性自立支援施設		

改 正 後				現 行			
を行うための女性自立支援施設				女性自立支援施設			
(11) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設			(11) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		
<p>3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。</p> <p>(1) 第2の2の表第1号、第2号、第9号及び第11号に掲げる施設（以下「保護施設等」という。）並びに保護施設等に係る第7号の施設の場合</p>				<p>3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。</p> <p>(1) 第2の2の表第1号、第2号、第9号及び第11号に掲げる施設（以下「保護施設等」という。）並びに保護施設等に係る第7号の施設の場合</p>			
整備区分	整備内容			整備区分	整備内容		
創設	新たに施設を整備すること。			創設	新たに施設を整備すること。		

改 正 後		現 行	
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。	増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。
改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。	改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。	拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。	大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。	スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。

改 正 後		現 行	
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。	老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。	応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
(2) 第2の2の表第3号及び第5号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第7号の施設の場合		(2) 第2の2の表第3号及び第5号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第7号の施設の場合	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること。	創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。	改 築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等 （沖縄県及び	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設	大規模修繕等 （沖縄県及び	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設

改 正 後		現 行	
那覇市が行う施設整備を除く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。）	等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。	那覇市が行う施設整備を除く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。）	等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。	スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。	老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。	応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省	避難スペース	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省

改 正 後		現 行	
整備 (第5号に掲げる施設の整備を除く。)	社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。	整備 (第5号に掲げる施設の整備を除く。)	社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。
(3) 第2の2の表第4号の施設並びに同号の施設に係る第7号の施設の場合		(3) 第2の2の表第4号の施設並びに同号の施設に係る第7号の施設の場合	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること。	創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。	改 築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等 (沖縄県及び那覇市が行う施設整備を除く。ただし、共同生活援助事業所及び「障害者支援施設等にお	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。	大規模修繕等 (沖縄県及び那覇市が行う施設整備を除く。ただし、共同生活援助事業所及び「障害者支援施設等にお	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。

改 正 後		現 行	
<p>る防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。)</p> <p>応急仮設施設整備</p> <p>避難スペース整備 (居宅介護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。)</p>	<p>平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。</p> <p>平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。</p>	<p>る防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。)</p> <p>応急仮設施設整備</p> <p>避難スペース整備 (居宅介護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。)</p>	<p>平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。</p> <p>平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。</p>
(4) 第2の2の表第6号に掲げる施設の場合		(4) 第2の2の表第6号に掲げる施設の場合	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設について平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」	大規模修繕等	既存施設について平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」

改 正 後		現 行	
スプリンクラー設備等整備	により整備をすること。 平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。	スプリンクラー設備等整備	により整備をすること。 平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
(5) 第2の2の表第8号に掲げる施設の場合		(5) 第2の2の表第8号に掲げる施設の場合	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び令和元年6月27日社援発0520第4号厚生労働省社会・援護局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備をすること。	大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び令和元年6月27日社援発0520第4号厚生労働省社会・援護局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備をすること。
(6) 第2の2の表第10号に掲げる施設の場合		(6) 第2の2の表第10号に掲げる施設の場合	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること。	創 設	新たに施設を整備すること。

改 正 後		現 行	
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。	増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。	改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。	拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	<p>既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。</p> <p>耐震化等整備事業のうち、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事 	大規模修繕等	<p>既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。</p> <p>耐震化等整備事業のうち、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
スプリンクラ一設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における	スプリンクラ一設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における

改 正 後		現 行	
老朽民間社会福祉施設整備	<p>スプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。</p> <p>平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。</p>	老朽民間社会福祉施設整備	<p>スプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。</p> <p>平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。</p>
防犯対策強化に係る整備	<p>平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。</p>	防犯対策強化に係る整備	<p>平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。</p>

（交付の対象）

4 整備費補助金は、次の事業を交付の対象とする。

（1）次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第41	社会福祉法人又は日本	生活保護法第74	都道府県又は指定	3 / 4	2 / 3

（交付の対象）

4 整備費補助金は、次の事業を交付の対象とする。

（1）次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第41	社会福祉法人又は日本	生活保護法第74	都道府県又は指定	3 / 4	2 / 3

改 正 後						現 行							
	条	赤十字社	条第1項	都市若しくは中核市（沖縄県及び那覇市を除く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。）				条	赤十字社	条第1項	都市若しくは中核市（沖縄県及び那覇市を除く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。）		
(2) 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市（沖縄県及び那覇市を除	3 / 4	2 / 3	(2) 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市（沖縄県及び那覇市を除	3 / 4	2 / 3

改 正 後						現 行							
				く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。）						く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。）			
(3) 障害福祉サービス事業所等							(3) 障害福祉サービス事業所等						
ア 障害福祉サービス事業所（療養介護を	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3	ア 障害福祉サービス事業所（療養介護を	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3

改 正 後							現 行							
除く。)		会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。)					除く。)		会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。)					
		社会福祉法人等							社会福祉法人等					
イ 障害福祉サービス事業所（療養	障害者総合支援法第79条第2項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3	イ 障害福祉サービス事業所（療養	障害者総合支援法第79条第2項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3	

改 正 後							現 行						
介護に限る。)		2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。)	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3	介護に限る。)		2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。)	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項						ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項					
(4) 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労選択支援事業所、	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3	(4) 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労選択支援事業所、	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

改 正 後							現 行							
就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所							就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所							
(5) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3	(5) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3	
(6) 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3	(6) 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3	

改 正 後							現 行						
(7) 応急 仮施設 設	平成17 年10月 5日社援 発第 1005010号 厚生労働 省社会・ 援護局長 通知「社 会福祉施 設等にお ける応急 仮施設設 整備の国 庫補助の 取扱いに ついて」	本表中の施 設の種類ご とに定めら れている設 置者	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3	(7) 応急 仮施設 設	平成17 年10月 5日社援 発第 1005010号 厚生労働 省社会・ 援護局長 通知「社 会福祉施 設等にお ける応急 仮施設設 整備の国 庫補助の 取扱いに ついて」	本表中の施 設の種類ご とに定めら れている設 置者	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
(8) 無料 低額宿 泊所	社会福祉 法第2条 第3項第 8号	社会福祉法 人等	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3	(8) 無料 低額宿 泊所	社会福祉 法第2条 第3項第 8号	社会福祉法 人等	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
(9) 日常	生活保護	社会福祉法	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3	(9) 日常	生活保護	社会福祉法	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3

改 正 後							現 行								
生活支援 住居施設	法第30 条	人等		又は指定 都市若し くは中核 市			生活支援 住居施設	法第30 条	人等		又は指定 都市若し くは中核 市				
(10)女性 自立支 援施設	困難な問 題を抱え る女性へ の支援に 関する法 律第12 条	社会福祉法 人	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3	(10)女性 自立支 援施設	困難な問 題を抱え る女性へ の支援に 関する法 律第12 条	社会福祉法 人	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3		
(11)その 他施設	別途厚生 労働大臣 が定める 基準等	社会福祉法 人又は日本 赤十字社	予算措置 等	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3	(11)その 他施設	別途厚生 労働大臣 が定める 基準等	社会福祉法 人又は日本 赤十字社	予算措置 等	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3		
(2) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業							(2) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業								
①施設の種類		②設置根拠等		③設置者		④国庫補助率		①施設の種類		②設置根拠等		③設置者		④国庫補助率	

改 正 後				現 行			
(1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設				(1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設			
ア 女性相談支援センター一時保護所	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第6項	都道府県指定都市	1 / 2	ア 女性相談支援センター一時保護所	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第6項	都道府県指定都市	1 / 2
イ 女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条	都道府県	1 / 2	イ 女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条	都道府県	1 / 2
<p>5 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2) 職員の宿舎に要する費用</p> <p>(3) その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。</p> <p>なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 4(1)の補助事業に係る創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。</p> <p>ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-</p>				<p>5 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2) 職員の宿舎に要する費用</p> <p>(3) その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。</p> <p>なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 4(1)の補助事業に係る創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。</p> <p>ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-</p>			

改 正 後	現 行
<p>2、別表1-3又は別表1-4の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ 4（1）の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3又は別表1-4の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。</p> <p>ウ アにより選定された額に4（1）の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、4（1）の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の（ア）から（エ）のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。</p> <p>（ア）地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除した額</p> <p>（イ）地域交流スペースに係る対象経費の実支出額</p> <p>（ウ）地域交流スペースに係る基準額</p> <p>a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）<u>34,300</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>36,130</u>千円）</p> <p>b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条に基づく津波避</p>	<p>2、別表1-3又は別表1-4の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ 4（1）の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3又は別表1-4の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。</p> <p>ウ アにより選定された額に4（1）の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、4（1）の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の（ア）から（エ）のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。</p> <p>（ア）地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除した額</p> <p>（イ）地域交流スペースに係る対象経費の実支出額</p> <p>（ウ）地域交流スペースに係る基準額</p> <p>a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）<u>31,900</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>33,600</u>千円）</p> <p>b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条に基づく津波避</p>

改 正 後	現 行
<p>難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合 <u>48,010</u>千円 (初度設備相当を併せて整備する場合は <u>49,840</u>千円)</p> <p>c 防災拠点型地域交流スペースの場合 (dの場合を除く。) <u>46,600</u>千円 (初度設備相当を併せて整備する場合は <u>51,580</u>千円)</p> <p>d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、<u>66,250</u>千円 (初度設備相当を併せて整備する場合は <u>71,230</u>千円)</p> <p>(エ) 地域交流スペースに係る都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助額</p> <p>(2) 4 (2) の事業に係る創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備については、次により算出された額を交付額とする。</p> <p>ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-3又は別表1-4の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、4 (2) の表の④欄に定める国庫補助率を乗じた額を算出する。</p> <p>イ 4 (2) の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表1-3又は別表1-4の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。</p> <p>ウ アにより選定された額とイにより算出した額とを比較していずれか少ないほうの額を交付額とする。</p> <p>(3) 4 (1) の事業に係る6 (1) 以外の事業の場合については、施設ご</p>	<p>難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合 <u>44,580</u>千円 (初度設備相当を併せて整備する場合は <u>46,280</u>千円)</p> <p>c 防災拠点型地域交流スペースの場合 (dの場合を除く。) <u>43,300</u>千円 (初度設備相当を併せて整備する場合は <u>47,930</u>千円)</p> <p>d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、<u>61,520</u>千円 (初度設備相当を併せて整備する場合は <u>66,150</u>千円)</p> <p>(エ) 地域交流スペースに係る都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助額</p> <p>(2) 4 (2) の事業に係る創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備については、次により算出された額を交付額とする。</p> <p>ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-3又は別表1-4の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、4 (2) の表の④欄に定める国庫補助率を乗じた額を算出する。</p> <p>イ 4 (2) の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表1-3又は別表1-4の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。</p> <p>ウ アにより選定された額とイにより算出した額とを比較していずれか少ないほうの額を交付額とする。</p> <p>(3) 4 (1) の事業に係る6 (1) 以外の事業の場合については、施設ご</p>

改 正 後	現 行
<p>とに次により算出するものとする。</p> <p>ア 別表 1－5 又は別表 1－6 及び別表 5 の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と、第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「都道府県（指定都市及び中核市）補助基本額」という。）に、4（1）の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額とを比較して少ない方の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、同表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>（4） 4（2）の事業に係る 6（2）以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。</p> <p>ア 別表 1－5 の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と、第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、4（2）の表の④欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>（国の財政上の特別措置）</p> <p>（5） 次のア及びイに定める表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の掲げられる場合には、次のとおりとする。</p> <p>ア 4（1）の事業の場合</p> <p>（ア）創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合</p> <p>（1）のうち「4（1）の表の⑥欄に定める県補助率」とある</p>	<p>とに次により算出するものとする。</p> <p>ア 別表 1－5 又は別表 1－6 及び別表 5 の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と、第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「都道府県（指定都市及び中核市）補助基本額」という。）に、4（1）の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額とを比較して少ない方の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、同表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>（4） 4（2）の事業に係る 6（2）以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。</p> <p>ア 別表 1－5 の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と、第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、4（2）の表の④欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>（国の財政上の特別措置）</p> <p>（5） 次のア及びイに定める表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の掲げられる場合には、次のとおりとする。</p> <p>ア 4（1）の事業の場合</p> <p>（ア）創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合</p> <p>（1）のうち「4（1）の表の⑥欄に定める県補助率」とある</p>

改 正 後				現 行			
<p>のは「(5)のアの表の③欄に定める県補助率」と、「4(1)の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(5)のアの表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p>(イ) (ア) 以外の施設の場合</p> <p>(3) のイ中「4(1)の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「(5)のアの表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。</p>				<p>のは「(5)のアの表の③欄に定める県補助率」と、「4(1)の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(5)のアの表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p>(イ) (ア) 以外の施設の場合</p> <p>(3) のイ中「4(1)の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「(5)のアの表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。</p>			
区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	県補助率 ③	国庫補助 率 ④	区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	県補助率 ③	国庫補助 率 ④
ア	<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。） ・ 障害者支援施設 ・ 身体障害者社会参加支援施設（盲導犬訓練施設を除く。） 	5/6	4/5	ア	<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。） ・ 障害者支援施設 ・ 身体障害者社会参加支援施設（盲導犬訓練施設を除く。） 	5/6	4/5
イ	<p>地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行 	5/6	4/5	イ	<p>地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行 	5/6	4/5

改 正 後				現 行			
<p>財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）</p>	<p>うものに限る。）</p>			<p>財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）</p>	<p>うものに限る。）</p>		
<p>ウ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）</p>	<p>・ 救護施設 ・ 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）</p>	5/6	4/5	<p>ウ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）</p>	<p>・ 救護施設 ・ 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）</p>	5/6	4/5
<p>エ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第9</p>	<p>・ 女性相談支援センター一時保護所 ・ 女性自立支援施設</p>	5/6	4/5	<p>エ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第9</p>	<p>・ 女性相談支援センター一時保護所 ・ 女性自立支援施設</p>	5/6	4/5

改 正 後				現 行			
<p>2号) 第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設を整備する場合</p>				<p>2号) 第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設を整備する場合</p>			
<p>イ 4(2)の事業の場合 (ア) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合 (2)のア中「4(2)の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(5)のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。 (イ) (ア)以外の施設の場合 (4)のイ中「4(2)の表の④欄に定める国庫補助率」とあ</p>				<p>イ 4(2)の事業の場合 (ア) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合 (2)のア中「4(2)の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(5)のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。 (イ) (ア)以外の施設の場合 (4)のイ中「4(2)の表の④欄に定める国庫補助率」とあ</p>			

改 正 後			現 行		
るのは「(5)のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。			るのは「(5)のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。		
区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	国庫補助率 ③	区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	国庫補助率 ③
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設を整備する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センター一時保護所 ・女性自立支援施設 	2/3	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設を整備する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センター一時保護所 ・女性自立支援施設 	2/3

改 正 後	現 行
<p>(補助金の概算払)</p> <p>7 地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生（支）局長」という。）は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに当該都道府県の区域を管轄する地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。</p> <p>(5) 都道府県、<u>政令指定都市</u>、又は<u>中核市</u>が事業を実施する場合、次の条件が付されるものとする。</p> <p>ア 事業の内容のうち、事業計画に記載された建物の用途等を変更する場合には、速やかに地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14</p>	<p>(補助金の概算払)</p> <p>7 地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生（支）局長」という。）は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに当該都道府県の区域を管轄する地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。</p> <p>(5) 都道府県、<u>指定都市</u>が事業を実施する場合、次の条件が付されるものとする。</p> <p>ア 事業の内容のうち、事業計画に記載された建物の用途等を変更する場合には、速やかに地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14</p>

改 正 後	現 行
<p>条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>なお、地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>ウ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>エ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別紙8の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。</p> <p>オ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>カ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。</p>	<p>条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>なお、地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>ウ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>エ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別紙8の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。</p> <p>オ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>カ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。</p>

改 正 後	現 行
<p>キ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>ク 補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。</p> <p>(6) 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。</p> <p>ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。</p> <p>(ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）</p> <p>(イ) 建物等の用途</p> <p>(ウ) 入所定員又は利用定員</p> <p>ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。</p> <p>エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>オ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又</p>	<p>キ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>ク 補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。</p> <p>(6) 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。</p> <p>ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。</p> <p>(ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）</p> <p>(イ) 建物等の用途</p> <p>(ウ) 入所定員又は利用定員</p> <p>ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。</p> <p>エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>オ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又</p>

改 正 後	現 行
<p>は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。</p> <p>カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>キ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告しなければならない。</p> <p>なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付しなければならない。</p> <p>ク 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。</p> <p>ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p>	<p>は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。</p> <p>カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>キ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告しなければならない。</p> <p>なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付しなければならない。</p> <p>ク 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。</p> <p>ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p>

改 正 後	現 行
<p>サ 間接補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。</p> <p>シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>なお、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。</p> <p>ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>(7) (6)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生</p>	<p>サ 間接補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。</p> <p>シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>なお、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。</p> <p>ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>(7) (6)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生</p>

改 正 後	現 行
<p>(支) 局長の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が(6)のキによる報告を受けた場合には、別紙8により地方厚生(支)局長に報告しなければならない。</p> <p>(8) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(9) 間接補助事業者が(6)により付した条件に違反した場合には、この間接補助金の全部又は一部を取り消すことがある。</p> <p>(10) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払によりこの間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(申請手続)</p> <p>9 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>補助事業者(施設の設置者が都道府県又は指定都市の場合は設置者とする。以下同じ。)は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>10 整備費補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>11 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。</p>	<p>(支) 局長の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が(6)のキによる報告を受けた場合には、別紙8により地方厚生(支)局長に報告しなければならない。</p> <p>(8) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(9) 間接補助事業者が(6)により付した条件に違反した場合には、この間接補助金の全部又は一部を取り消すことがある。</p> <p>(10) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払によりこの間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(申請手続)</p> <p>9 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>補助事業者(施設の設置者が都道府県又は指定都市の場合は設置者とする。以下同じ。)は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>10 整備費補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>11 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。</p>

改 正 後	現 行
<p>地方厚生（支）局長は、9若しくは10による申請書が到達した日から起算して原則として4月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。</p> <p>（状況報告）</p> <p>12 この補助金の状況報告については、次により行わなければならない。 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。</p> <p>（実績報告）</p> <p>13 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 補助事業者は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（8の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙6の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。</p> <p>（補助金の返還）</p> <p>14 地方厚生（支）局長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>（その他）</p> <p>15 特別の事情により6、9、10、12及び13に定める算定方法、手</p>	<p>地方厚生（支）局長は、9若しくは10による申請書が到達した日から起算して原則として4月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。</p> <p>（状況報告）</p> <p>12 この補助金の状況報告については、次により行わなければならない。 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。</p> <p>（実績報告）</p> <p>13 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 補助事業者は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（8の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙6の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。</p> <p>（補助金の返還）</p> <p>14 地方厚生（支）局長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>（その他）</p> <p>15 特別の事情により6、9、10、12及び13に定める算定方法、手</p>

改 正 後	現 行
<p>続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>	<p>続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

改 正 後			現 行		
別表 1-1 算 定 基 準 【保護施設等の場合（3の（1）に掲げる施設）】 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備			別表 1-1 算 定 基 準 【保護施設等の場合（3の（1）に掲げる施設）】 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>ア 定員 1 人当たり基準単価を適用する場合 （ア）別表 2-1 又は別表 2-2 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>（イ）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 12 条第 1 項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」とい</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等</p>	本体工事費	<p>ア 定員 1 人当たり基準単価を適用する場合 （ア）別表 2-1 又は別表 2-2 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>（イ）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 12 条第 1 項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」とい</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等</p>

改	正 後	現	行
	<p>う。)に基づく事業として行う場合には別表2-3に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2-4又は別表2-5に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(エ) 地震防災対策特別措置法第2条に規定する地震防災緊急事業五箇</p>	<p>う。)に基づく事業として行う場合には別表2-3に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2-4又は別表2-5に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(エ) 地震防災対策特別措置法第2条に規定する地震防災緊急事業五箇</p>	<p>と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。</p>

改	正	後	現	行
	<p>年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-4又は別表2-5に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p> <p>ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、平成17年10月5日社援発第</p>		<p>年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-4又は別表2-5に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p> <p>ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、平成17年10月5日社援発第</p>	

改	正 後	現	行
	<p>1005011号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>エ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>オ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設</p>	<p>1005011号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>エ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>オ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設</p>	

改	正	後	現	行
	<p>の体育施設にあつては、 1施設当たり <u>68,400,000</u> 円を基準額とする。</p> <p>ただし、地震防災緊急 事業五箇年計画に基づい て実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり <u>76,000,000</u>円を基準額とする。</p> <p>耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「<u>68,400,000</u>」を「<u>90,900,000</u>」、 「<u>76,000,000</u>」を「<u>101,000,000</u>」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設 カ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法</p>		<p>の体育施設にあつては、 1施設当たり <u>63,600,000</u> 円を基準額とする。</p> <p>ただし、地震防災緊急 事業五箇年計画に基づい て実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり <u>70,600,000</u>円を基準額とする。</p> <p>耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「<u>63,600,000</u>」を「<u>84,400,000</u>」、 「<u>70,600,000</u>」を「<u>93,800,000</u>」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設 カ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法</p>	

改 正 後			現 行		
	（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。			（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。	
介護用リフト等特殊付帯工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費	介護用リフト等特殊付帯工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等近代化整備工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費	授産施設等近代化整備工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等整備工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費	授産施設等整備工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費

改 正 後			現 行		
解体撤去 工事費及び 仮施設設 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認 めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は 工事請負費及び仮施設設整備に 必要な賃借料、工事費又は工事 請負費	解体撤去 工事費及び 仮施設設 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認 めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は 工事請負費及び仮施設設整備に 必要な賃借料、工事費又は工事 請負費

改 正 後			現 行		
別表 1-2 算 定 基 準 【障害福祉関係施設の場合（3の（2）、（3）及び（4）に掲げる施設）】 創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備			別表 1-2 算 定 基 準 【障害福祉関係施設の場合（3の（2）、（3）及び（4）に掲げる施設）】 創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	○ 1施設当たり基準単価を適用する場合 (ア) 別表3-1又は別表3-2に掲げる1施設あたり基準単価（障害福祉サービス事業のみを実施する多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計（以下、「総定員」という。）に応じた基準単価。児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を実施する多機能型事業所を整備する場合には、総	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を	本体工事費	○ 1施設当たり基準単価を適用する場合 (ア) 別表3-1又は別表3-2に掲げる1施設あたり基準単価（障害福祉サービス事業のみを実施する多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計（以下、「総定員」という。）に応じた基準単価。児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を実施する多機能型事業所を整備する場合には、総	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を

改	正 後	現	行
	<p>定員に応じた基準単価に障害福祉サービス事業に係る利用定員を乗じ、総定員で除した額。以下、この表において同じ。)を基準額とする。</p> <p>(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表 3-3 に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(ウ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 3-4 又は別表 3-5 に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(エ) 地震対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表 3-6 又は別表 3-7 に掲げる 1 施設あたり</p>	<p>除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。</p> <p>定員に応じた基準単価に障害福祉サービス事業に係る利用定員を乗じ、総定員で除した額。以下、この表において同じ。)を基準額とする。</p> <p>(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表 3-3 に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(ウ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 3-4 又は別表 3-5 に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(エ) 地震対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表 3-6 又は別表 3-7 に掲げる 1 施設あたり</p>	<p>除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。</p>

改	正 後	現	行
	<p>基準単価を基準額とする。</p> <p>(オ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-6又は別表3-7に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>(カ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成14</p>	<p>基準単価を基準額とする。</p> <p>(オ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-6又は別表3-7に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>(カ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成14</p>	

改 正 後			現 行		
	<p>年法律第14号)第3条第1項第5号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p>			<p>年法律第14号)第3条第1項第5号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p>	
<p>解体撤去工事費及び仮施設整備工事費</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	<p>解体撤去工事費及び仮施設整備工事費</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

改 正 後			現 行		
別表 1-3 算 定 基 準 【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備			別表 1-3 算 定 基 準 【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの （ア）別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>（イ）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を</p>	本体工事費	<p>ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの （ア）別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>（イ）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を</p>

改	正	後	現	行
	<p>として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表4-2に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p>	<p>除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>	<p>として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表4-2に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p>	<p>除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>

改	正	後	現	行
	<p>ウ 心理療法室を整備する場合は、別表４－１に掲げる１世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１１条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表４－２に掲げる１世帯当たり</p>			<p>ウ 心理療法室を整備する場合は、別表４－１に掲げる１世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１１条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表４－２に掲げる１世帯当たり</p>

改	正	後	現	行
	<p>基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>エ 保育室を整備する場合は、別表４－１に掲げる１世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１１条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第４号に基づ</p>		<p>基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>エ 保育室を整備する場合は、別表４－１に掲げる１世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１１条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第４号に基づ</p>	

改	正 後	現	行
	<p>き政令で定める施設として行う場合には別表４－２に掲げる１世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>オ 学習室を整備する場合は、別表４－１に掲げる１世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１１条第１項に規定する津波</p>	<p>き政令で定める施設として行う場合には別表４－２に掲げる１世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>オ 学習室を整備する場合は、別表４－１に掲げる１世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１１条第１項に規定する津波</p>	

改	正 後	現	行
	<p>避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表4-2に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を加算する。</p> <p>カ 積雪寒冷地域(寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)別表に掲げる地域(国家公務員の寒冷地手当支給地域)とする。)に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、別表4-3に定める基準額を加算する。 〈対象施設〉女性自立支援施設</p> <p>キ 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成17年10月5日社援発第1005014号厚</p>	<p>避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表4-2に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を加算する。</p> <p>カ 積雪寒冷地域(寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)別表に掲げる地域(国家公務員の寒冷地手当支給地域)とする。)に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、別表4-3に定める基準額を加算する。 〈対象施設〉女性自立支援施設</p> <p>キ 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成17年10月5日社援発第1005014号厚</p>	

改 正 後			現 行		
	<p>生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表4-3に定める基準額を加算する。</p>			<p>生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表4-3に定める基準額を加算する。</p>	
<p>余裕教室活用促進事業</p>	<p>余裕教室を困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第6項に基づく困難な問題を抱える女性を一時保護する施設及び「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（令和2年12月9日2文科施第281号文部科学省大臣官房文施設企画・防災部長通知）に規定されている「報告事項」に該当する施設に改築する場合は、別表4-3に定める基準額とする。</p>	<p>(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p> <p>(2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>(3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>(4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費</p>	<p>余裕教室活用促進事業</p>	<p>余裕教室を困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第6項に基づく困難な問題を抱える女性を一時保護する施設及び「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（令和2年12月9日2文科施第281号文部科学省大臣官房文施設企画・防災部長通知）に規定されている「報告事項」に該当する施設に改築する場合は、別表4-3に定める基準額とする。</p>	<p>(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p> <p>(2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>(3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>(4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費</p>

改 正 後			現 行		
		(5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費 又は工事請負費			(5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費 又は工事請負費
特殊付帯 工事費	別表4-3に定める基準 額とする。	特殊付帯工事費に必要な工事 費または工事請負費	特殊付帯 工事費	別表4-3に定める基準 額とする。	特殊付帯工事費に必要な工事 費または工事請負費
解体撤去 工事費及び 仮施設設 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認 めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は 工事請負費及び仮施設設整備に 必要な賃借料、工事費又は工事 請負費	解体撤去 工事費及び 仮施設設 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認 めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は 工事請負費及び仮施設設整備に 必要な賃借料、工事費又は工事 請負費

改 正 後			現 行		
別表 1-4 算 定 基 準 【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】 耐震化等整備事業（増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備）			別表 1-4 算 定 基 準 【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】 耐震化等整備事業（増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備）		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの 別表 4-4 に掲げる 1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築 平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005009 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を</p>	本体工事費	<p>ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの 別表 4-4 に掲げる 1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築 平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005009 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を</p>

改 正 後			現 行		
		除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。			除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

改 正 後			現 行		
別表 1-5 算 定 基 準 【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】 (別表 1-3 及び別表 1-4 に掲げる整備以外の事業)			別表 1-5 算 定 基 準 【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】 (別表 1-3 及び別表 1-4 に掲げる整備以外の事業)		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認められた額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及	本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認められた額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及

改 正 後			現 行		
		び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。			び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
スプリンクラー設備等工事費（既存施設）	別表４－５に掲げる１㎡当たり基準単価にスプリンクラー設備に係る施設面積を乗じて得た額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費	スプリンクラー設備等工事費（既存施設）	別表４－５に掲げる１㎡当たり基準単価にスプリンクラー設備に係る施設面積を乗じて得た額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮施設設備整備工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	仮施設設備整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	仮施設設備整備工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	仮施設設備整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
防犯対策強化に係る整備	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（第２の５に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、	防犯対策強化に係る整備	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（第２の５に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、

改 正 後			現 行		
		工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。			工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

改 正 後			現 行		
別表 1-6 算 定 基 準 (別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3、別表 1-4、別表 1-5 及び別表 5 に掲げる整備以外の事業)			別表 1-6 算 定 基 準 (別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3、別表 1-4、別表 1-5 及び別表 5 に掲げる整備以外の事業)		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めたとする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。	本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めたとする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。

改 正 後			現 行		
スプリンクラー設備等工事費 (既存施設)	厚生労働大臣が必要と認め た施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要 な工事費又は工事請負費	スプリンクラー設備等工事費 (既存施設)	厚生労働大臣が必要と認め た施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要 な工事費又は工事請負費
仮施設設備 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認め た施設及び額とする。	仮施設設備整備に必要な賃貸 料、工事費又は工事請負費	仮施設設備 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認め た施設及び額とする。	仮施設設備整備に必要な賃貸 料、工事費又は工事請負費

改 正 後

別表2-1

令和8年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類			
救護施設	本体	都市部	7,910,000
		標準	7,530,000
	初度設備加算		115,000
	個室整備加算	都市部	553,000
標準		527,000	
更生施設	本体	都市部	7,910,000
		標準	7,530,000
	初度設備加算		115,000
	個室整備加算	都市部	553,000
標準		527,000	
授産施設	都市部	3,410,000	
	標準	3,250,000	
	初度設備加算		115,000
宿所提供施設	都市部	2,710,000	
	標準	2,580,000	
	初度設備加算		115,000
社会事業授産施設	都市部	3,410,000	
	標準	3,250,000	
	初度設備加算		115,000
日常生活支援住居施設	都市部	2,710,000	
	標準	2,580,000	
	初度設備加算		115,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
- 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

現 行

別表2-1

令和7年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類			
救護施設	本体	都市部	7,350,000
		標準	7,000,000
	初度設備加算		107,000
	個室整備加算	都市部	513,000
標準		489,000	
更生施設	本体	都市部	7,350,000
		標準	7,000,000
	初度設備加算		107,000
	個室整備加算	都市部	513,000
標準		489,000	
授産施設	都市部	3,170,000	
	標準	3,020,000	
	初度設備加算		107,000
宿所提供施設	都市部	2,520,000	
	標準	2,400,000	
	初度設備加算		107,000
社会事業授産施設	都市部	3,170,000	
	標準	3,020,000	
	初度設備加算		107,000
日常生活支援住居施設	都市部	2,520,000	
	標準	2,400,000	
	初度設備加算		107,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
- 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

改 正 後

別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

令和8年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		
救護施設	都市部	10,830,000
	標準	10,320,000
更生施設	都市部	10,830,000
	標準	10,320,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

現 行

別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

令和7年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		
救護施設	都市部	10,060,000
	標準	9,590,000
更生施設	都市部	10,060,000
	標準	9,590,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

改 正 後

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

令和8年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	
	都市部	標準
救護施設	都市部	10,830,000
	標準	10,320,000
更生施設	都市部	10,830,000
	標準	10,320,000
授産施設	都市部	4,630,000
	標準	4,410,000
宿所提供施設	都市部	3,680,000
	標準	3,510,000
社会事業授産施設	都市部	4,630,000
	標準	4,410,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増増加後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

現 行

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

令和7年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	
	都市部	標準
救護施設	都市部	10,060,000
	標準	9,590,000
更生施設	都市部	10,060,000
	標準	9,590,000
授産施設	都市部	4,300,000
	標準	4,100,000
宿所提供施設	都市部	3,420,000
	標準	3,260,000
社会事業授産施設	都市部	4,300,000
	標準	4,100,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増増加後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

改 正 後

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和9年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類			
救護施設	本体	都市部	8,790,000
		標準	8,370,000
	初度設備加算		128,000
	個室整備加算	都市部	615,000
		標準	585,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認められた額であること。
- 3 木造施設の改築として行う場合に限る。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

現 行

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和7年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類			
救護施設	本体	都市部	8,160,000
		標準	7,780,000
	初度設備加算		119,000
	個室整備加算	都市部	570,000
		標準	544,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認められた額であること。
- 3 木造施設の改築として行う場合に限る。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

改 正 後

別表2-5

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和8年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		
救護施設	都市部	12,040,000
	標準	11,470,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 木造施設の改築として行う場合に限る。

現 行

別表2-5

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和7年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		
救護施設	都市部	11,180,000
	標準	10,650,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 木造施設の改築として行う場合に限る。

改正後

別表3-1

令和8年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	72,900,000	
			標準	69,500,000	
		21人 ~ 40人	都市部	147,100,000	
			標準	140,100,000	
		41人 ~ 60人	都市部	246,000,000	
			標準	234,300,000	
		61人 ~ 80人	都市部	345,400,000	
			標準	329,000,000	
		81人 ~ 100人	都市部	445,200,000	
			標準	424,000,000	
		101人 ~ 120人	都市部	543,600,000	
			標準	517,800,000	
		121人以上	都市部	643,500,000	
			標準	612,900,000	
		施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	58,800,000
				標準	56,000,000
21人 ~ 40人	都市部			118,700,000	
標準	113,100,000				
41人 ~ 60人	都市部			198,700,000	
標準	189,300,000				
61人 ~ 80人	都市部			280,000,000	
標準	266,700,000				
81人 ~ 100人	都市部	359,700,000			
	標準	342,600,000			
101人 ~ 120人	都市部	441,000,000			
	標準	420,000,000			
121人以上	都市部	521,000,000			
	標準	496,200,000			
就労・訓練事業等整備加算			都市部	56,200,000	
			標準	53,600,000	
大規模生産設備等整備加算			都市部	185,500,000	
			標準	176,700,000	
短期入所整備加算			都市部	15,100,000	
			標準	14,400,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	17,700,000	
			標準	16,900,000	
就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	12,400,000	
			標準	11,900,000	
居宅介護整備加算			都市部	8,400,000	
			標準	8,000,000	
避難スペース整備加算			都市部	48,900,000	
			標準	46,500,000	

現行

別表3-1

令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	67,800,000	
			標準	64,500,000	
		21人 ~ 40人	都市部	136,600,000	
			標準	130,200,000	
		41人 ~ 60人	都市部	228,400,000	
			標準	217,500,000	
		61人 ~ 80人	都市部	320,700,000	
			標準	305,500,000	
		81人 ~ 100人	都市部	413,400,000	
			標準	393,700,000	
		101人 ~ 120人	都市部	504,800,000	
			標準	480,800,000	
		121人以上	都市部	597,600,000	
			標準	569,100,000	
		施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	54,600,000
				標準	52,000,000
21人 ~ 40人	都市部			110,300,000	
標準	105,000,000				
41人 ~ 60人	都市部			184,500,000	
標準	175,800,000				
61人 ~ 80人	都市部			260,100,000	
標準	247,700,000				
81人 ~ 100人	都市部	334,100,000			
	標準	318,200,000			
101人 ~ 120人	都市部	409,500,000			
	標準	390,000,000			
121人以上	都市部	483,800,000			
	標準	460,800,000			
就労・訓練事業等整備加算			都市部	52,200,000	
			標準	49,800,000	
大規模生産設備等整備加算			都市部	172,300,000	
			標準	164,100,000	
短期入所整備加算			都市部	14,100,000	
			標準	13,500,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	16,500,000	
			標準	15,700,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	11,600,000	
			標準	11,100,000	
居宅介護整備加算			都市部	7,800,000	
			標準	7,470,000	
避難スペース整備加算			都市部	45,300,000	
			標準	43,200,000	

改 正 後					現 行					
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	132,900,000	都市部	20人	都市部	123,400,000		
			標準	126,600,000			標準	117,600,000		
		21人 ~ 40人	都市部	267,000,000	都市部	21人 ~ 40人	都市部	248,000,000		
			標準	254,400,000			標準	236,200,000		
		41人 ~ 60人	都市部	445,100,000	都市部	41人 ~ 60人	都市部	413,300,000		
			標準	423,900,000			標準	393,600,000		
		61人 ~ 80人	都市部	626,400,000	都市部	61人 ~ 80人	都市部	581,700,000		
			標準	596,700,000			標準	554,100,000		
	81人 ~100人	都市部	806,200,000	都市部	81人 ~100人	都市部	748,600,000			
		標準	767,900,000			標準	713,000,000			
	101人 ~120人	都市部	985,600,000	都市部	101人 ~120人	都市部	915,300,000			
		標準	938,700,000			標準	871,700,000			
	121人以上	都市部	1,165,500,000	都市部	121人以上	都市部	1,082,100,000			
		標準	1,110,000,000			標準	1,030,600,000			
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	56,200,000	就労・訓練事業等整備加算			都市部	52,200,000
				標準	53,600,000				標準	49,800,000
	大規模生産設備等整備加算			都市部	185,500,000	大規模生産設備等整備加算			都市部	172,300,000
				標準	176,700,000				標準	164,100,000
短期入所整備加算			都市部	15,100,000	短期入所整備加算			都市部	14,100,000	
			標準	14,400,000				標準	13,500,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	17,700,000	発達障害者支援センター整備加算			都市部	16,500,000	
			標準	16,900,000				標準	15,700,000	
就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	12,400,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	11,600,000	
			標準	11,900,000				標準	11,100,000	
居宅介護整備加算			都市部	8,400,000	居宅介護整備加算			都市部	7,800,000	
			標準	8,000,000				標準	7,470,000	
避難スペース整備加算			都市部	48,900,000	避難スペース整備加算			都市部	45,300,000	
			標準	46,500,000				標準	43,200,000	
共同生活援助	本体	定員4人~10人	都市部	34,600,000	都市部	定員4人~10人	都市部	32,100,000		
			標準	33,000,000			標準	30,600,000		
		短期入所整備加算	都市部	15,100,000	都市部	短期入所整備加算	都市部	14,100,000		
			標準	14,400,000			標準	13,500,000		
		エレベーター等設置整備加算	都市部	2,730,000	都市部	エレベーター等設置整備加算	都市部	2,550,000		
			標準	2,610,000			標準	2,430,000		
	就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	12,400,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	11,600,000
				標準	11,900,000				標準	11,100,000
	居宅介護整備加算			都市部	8,400,000	居宅介護整備加算			都市部	7,800,000
				標準	8,000,000				標準	7,470,000
避難スペース整備加算			都市部	48,900,000	避難スペース整備加算			都市部	45,300,000	
			標準	46,500,000				標準	43,200,000	

改 正 後

増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	36,500,000
	標準	34,800,000
短期入所(短期入所のための整備の場合)	都市部	18,300,000
	標準	17,500,000
就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のための整備の場合)	都市部	12,400,000
	標準	11,900,000
居宅介護(居宅介護のための整備の場合)	都市部	8,400,000
	標準	8,000,000
避難スペース整備(避難スペースのための整備の場合)	都市部	48,900,000
	標準	46,500,000
補装具製作施設	都市部	18,300,000
	標準	17,500,000
盲導犬訓練施設	都市部	230,100,000
	標準	219,100,000
点字図書館	都市部	63,100,000
	標準	60,100,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	85,200,000
	標準	81,200,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のための整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

現 行

増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	33,900,000
	標準	32,300,000
短期入所(短期入所のための整備の場合)	都市部	17,100,000
	標準	16,300,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のための整備の場合)	都市部	11,600,000
	標準	11,100,000
居宅介護(居宅介護のための整備の場合)	都市部	7,800,000
	標準	7,470,000
避難スペース整備(避難スペースのための整備の場合)	都市部	45,300,000
	標準	43,200,000
補装具製作施設	都市部	17,100,000
	標準	16,300,000
盲導犬訓練施設	都市部	213,600,000
	標準	203,500,000
点字図書館	都市部	58,600,000
	標準	55,800,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	79,200,000
	標準	75,400,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のための整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改 正 後

現 行

別表3-2

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

(耐震化等整備を行う場合)

令和8年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	195,600,000	
			標準	186,300,000	
		41人 ~ 60人	都市部	326,300,000	
			標準	310,800,000	
		61人 ~ 80人	都市部	458,500,000	
			標準	436,700,000	
		81人 ~ 100人	都市部	590,800,000	
			標準	562,700,000	
		101人 ~ 120人	都市部	721,800,000	
			標準	687,400,000	
		121人 ~	都市部	853,800,000	
			標準	813,100,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	157,800,000
				標準	150,300,000
	41人 ~ 60人		都市部	263,700,000	
			標準	251,200,000	
	61人 ~ 80人		都市部	371,300,000	
			標準	353,700,000	
	81人 ~ 100人	都市部	477,300,000		
		標準	454,500,000		
	101人 ~ 120人	都市部	585,300,000		
		標準	557,400,000		
	121人 ~	都市部	690,900,000		
		標準	658,100,000		
就労・訓練事業等整備加算	都市部	74,700,000			
	標準	71,100,000			
短期入所整備加算	都市部	16,700,000			
	標準	15,900,000			
発達障害者支援センター整備加算	都市部	23,200,000			
	標準	22,200,000			

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	181,700,000	
			標準	173,100,000	
		41人 ~ 60人	都市部	303,000,000	
			標準	288,600,000	
		61人 ~ 80人	都市部	425,700,000	
			標準	405,500,000	
		81人 ~ 100人	都市部	548,600,000	
			標準	522,500,000	
		101人 ~ 120人	都市部	670,200,000	
			標準	638,300,000	
		121人 ~	都市部	792,700,000	
			標準	755,000,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	146,600,000
				標準	139,600,000
	41人 ~ 60人		都市部	244,900,000	
			標準	233,300,000	
	61人 ~ 80人		都市部	344,700,000	
			標準	328,400,000	
	81人 ~ 100人	都市部	443,100,000		
		標準	422,100,000		
	101人 ~ 120人	都市部	543,500,000		
		標準	517,600,000		
	121人 ~	都市部	641,600,000		
		標準	611,100,000		
就労・訓練事業等整備加算	都市部	69,400,000			
	標準	66,100,000			
短期入所整備加算	都市部	15,500,000			
	標準	14,800,000			
発達障害者支援センター整備加算	都市部	21,600,000			
	標準	20,600,000			

改 正 後	現 行
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。</p>	<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。</p>

改 正 後

別表3-3

(南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づく整備を行う場合)

令和8年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額			
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	195,600,000		
			標準	186,300,000		
		41人～60人	都市部	326,200,000		
			標準	310,700,000		
		61人～80人	都市部	458,500,000		
			標準	436,700,000		
		81人～100人	都市部	590,700,000		
			標準	562,500,000		
		101人～120人	都市部	721,700,000		
			標準	687,300,000		
		121人～	都市部	853,600,000		
			標準	813,000,000		
		施設入所支援整備加算	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	157,800,000
					標準	150,300,000
41人～60人	都市部			263,700,000		
	標準			251,100,000		
61人～80人	都市部			371,200,000		
	標準			353,600,000		
81人～100人	都市部			477,300,000		
	標準	454,500,000				
101人～120人	都市部	584,900,000				
	標準	557,100,000				
121人～	都市部	690,800,000				
	標準	657,900,000				
就労・訓練事業等整備加算	就労・訓練事業等整備加算	都市部	74,500,000			
		標準	71,000,000			
短期入所整備加算	短期入所整備加算	都市部	16,700,000			
		標準	15,900,000			
発達障害者支援センター整備加算	発達障害者支援センター整備加算	都市部	23,200,000			
		標準	22,200,000			

現 行

別表3-3

(南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づく整備を行う場合)

令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額			
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	181,700,000		
			標準	173,100,000		
		41人～60人	都市部	302,900,000		
			標準	288,500,000		
		61人～80人	都市部	425,700,000		
			標準	405,500,000		
		81人～100人	都市部	548,400,000		
			標準	522,300,000		
		101人～120人	都市部	670,100,000		
			標準	638,200,000		
		121人～	都市部	792,600,000		
			標準	754,800,000		
		施設入所支援整備加算	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	146,500,000
					標準	139,500,000
41人～60人	都市部			244,800,000		
	標準			233,200,000		
61人～80人	都市部			344,700,000		
	標準			328,300,000		
81人～100人	都市部			443,100,000		
	標準	422,100,000				
101人～120人	都市部	543,000,000				
	標準	517,200,000				
121人～	都市部	641,400,000				
	標準	610,900,000				
就労・訓練事業等整備加算	就労・訓練事業等整備加算	都市部	69,300,000			
		標準	66,000,000			
短期入所整備加算	短期入所整備加算	都市部	15,500,000			
		標準	14,800,000			
発達障害者支援センター整備加算	発達障害者支援センター整備加算	都市部	21,600,000			
		標準	20,600,000			

改 正 後				現 行			
療養介護	本体	利用定員 40人以下	都市部	355,100,000	都市部	40人以下	329,700,000
			標準	338,200,000			標準
		41人～60人	都市部	592,400,000	都市部	41人～60人	550,100,000
			標準	564,200,000			標準
		61人～80人	都市部	832,700,000	都市部	61人～80人	773,100,000
			標準	793,100,000			標準
		81人～100人	都市部	1,071,800,000	都市部	81人～100人	995,100,000
	標準		1,020,800,000	標準			947,800,000
	101人～120人	都市部	1,311,000,000	都市部	101人～120人	1,217,200,000	
		標準	1,248,600,000			標準	1,159,300,000
	121人以上	都市部	1,549,500,000	都市部	121人以上	1,438,800,000	
標準		1,475,800,000	標準			1,370,400,000	
就労・訓練事業等整備加算		都市部	74,400,000	都市部	69,000,000		
		標準	70,800,000	標準	65,800,000		
短期入所整備加算		都市部	20,200,000	都市部	18,900,000		
		標準	19,300,000	標準	18,000,000		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	23,200,000	都市部	21,600,000		
		標準	22,200,000	標準	20,600,000		
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	46,400,000	都市部	定員4人～10人	43,100,000
			標準	44,200,000			標準
	短期入所整備加算		都市部	20,200,000	都市部	18,900,000	
			標準	19,300,000	標準	18,000,000	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改 正 後

別表3-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

令和8年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	<u>81,000,000</u>
			標準	<u>77,200,000</u>
		21人 ~ 40人	都市部	<u>163,500,000</u>
			標準	<u>155,700,000</u>
		41人 ~ 60人	都市部	<u>273,300,000</u>
			標準	<u>260,300,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部	<u>383,800,000</u>
			標準	<u>365,500,000</u>
	81人 ~ 100人	都市部	<u>494,600,000</u>	
		標準	<u>471,100,000</u>	
	101人 ~ 120人	都市部	<u>604,000,000</u>	
		標準	<u>575,300,000</u>	
	121人以上	都市部	<u>715,000,000</u>	
		標準	<u>681,000,000</u>	
施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	<u>65,300,000</u>	
		標準	<u>62,200,000</u>	
	21人 ~ 40人	都市部	<u>131,900,000</u>	
		標準	<u>125,600,000</u>	
	41人 ~ 60人	都市部	<u>220,800,000</u>	
		標準	<u>210,300,000</u>	
	61人 ~ 80人	都市部	<u>311,100,000</u>	
		標準	<u>296,400,000</u>	
81人 ~ 100人	都市部	<u>399,700,000</u>		
	標準	<u>380,700,000</u>		
101人 ~ 120人	都市部	<u>490,000,000</u>		
	標準	<u>466,700,000</u>		
121人以上	都市部	<u>578,900,000</u>		
	標準	<u>551,400,000</u>		

現 行

別表3-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	<u>75,300,000</u>
			標準	<u>71,700,000</u>
		21人 ~ 40人	都市部	<u>151,800,000</u>
			標準	<u>144,600,000</u>
		41人 ~ 60人	都市部	<u>253,800,000</u>
			標準	<u>241,700,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部	<u>356,400,000</u>
			標準	<u>339,500,000</u>
	81人 ~ 100人	都市部	<u>459,300,000</u>	
		標準	<u>437,500,000</u>	
	101人 ~ 120人	都市部	<u>560,900,000</u>	
		標準	<u>534,200,000</u>	
	121人以上	都市部	<u>664,000,000</u>	
		標準	<u>632,400,000</u>	
施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	<u>60,600,000</u>	
		標準	<u>57,800,000</u>	
	21人 ~ 40人	都市部	<u>122,500,000</u>	
		標準	<u>116,700,000</u>	
	41人 ~ 60人	都市部	<u>205,000,000</u>	
		標準	<u>195,300,000</u>	
	61人 ~ 80人	都市部	<u>289,000,000</u>	
		標準	<u>275,200,000</u>	
81人 ~ 100人	都市部	<u>371,200,000</u>		
	標準	<u>353,500,000</u>		
101人 ~ 120人	都市部	<u>455,000,000</u>		
	標準	<u>433,400,000</u>		
121人以上	都市部	<u>537,500,000</u>		
	標準	<u>512,000,000</u>		

改 正 後

就労・訓練事業等整備加算	都市部	62,500,000
	標準	59,500,000
大規模生産設備等整備加算	都市部	206,100,000
	標準	196,400,000
短期入所整備加算	都市部	16,800,000
	標準	16,000,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	19,700,000
	標準	18,800,000
就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	13,800,000
	標準	13,200,000
居宅介護整備加算	都市部	9,330,000
	標準	8,890,000
避難スペース整備加算	都市部	54,300,000
	標準	51,700,000
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	40,500,000
	標準	38,600,000
補装具製作施設	都市部	20,400,000
	標準	19,500,000
点字図書館	都市部	70,100,000
	標準	66,800,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	94,700,000
	標準	90,200,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

現 行

就労・訓練事業等整備加算	都市部	58,000,000
	標準	55,300,000
大規模生産設備等整備加算	都市部	191,500,000
	標準	182,400,000
短期入所整備加算	都市部	15,700,000
	標準	15,000,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	18,300,000
	標準	17,500,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	12,900,000
	標準	12,300,000
居宅介護整備加算	都市部	8,660,000
	標準	8,300,000
避難スペース整備加算	都市部	50,400,000
	標準	48,000,000
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	37,600,000
	標準	35,900,000
補装具製作施設	都市部	19,000,000
	標準	18,100,000
点字図書館	都市部	65,100,000
	標準	62,000,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	88,000,000
	標準	83,800,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改 正 後

別表3-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

令和8年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	<u>217,400,000</u>
			標準	<u>207,000,000</u>
		41人～60人	都市部	<u>362,500,000</u>
			標準	<u>345,300,000</u>
		61人～80人	都市部	<u>509,500,000</u>
			標準	<u>485,200,000</u>
		81人～100人	都市部	<u>656,500,000</u>
	標準		<u>625,200,000</u>	
	101人～120人	都市部	<u>802,000,000</u>	
		標準	<u>763,800,000</u>	
	121人～	都市部	<u>948,600,000</u>	
		標準	<u>903,500,000</u>	
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	<u>175,400,000</u>
			標準	<u>167,000,000</u>
41人～60人		都市部	<u>293,000,000</u>	
		標準	<u>279,100,000</u>	
61人～80人		都市部	<u>412,500,000</u>	
		標準	<u>393,000,000</u>	
81人～100人		都市部	<u>530,300,000</u>	
	標準	<u>505,000,000</u>		
101人～120人	都市部	<u>650,300,000</u>		
	標準	<u>619,400,000</u>		
121人～	都市部	<u>767,700,000</u>		
	標準	<u>731,200,000</u>		
就労・訓練事業等整備加算	都市部	<u>83,000,000</u>		
	標準	<u>79,000,000</u>		
短期入所整備加算	都市部	<u>18,500,000</u>		
	標準	<u>17,700,000</u>		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	<u>25,800,000</u>		
	標準	<u>24,600,000</u>		

現 行

別表3-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	<u>201,900,000</u>
			標準	<u>192,300,000</u>
		41人～60人	都市部	<u>336,600,000</u>
			標準	<u>320,600,000</u>
		61人～80人	都市部	<u>473,000,000</u>
			標準	<u>450,500,000</u>
		81人～100人	都市部	<u>609,500,000</u>
	標準		<u>580,500,000</u>	
	101人～120人	都市部	<u>744,600,000</u>	
		標準	<u>709,200,000</u>	
	121人～	都市部	<u>880,800,000</u>	
		標準	<u>838,900,000</u>	
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	<u>162,900,000</u>
			標準	<u>155,100,000</u>
41人～60人		都市部	<u>272,100,000</u>	
		標準	<u>259,200,000</u>	
61人～80人		都市部	<u>383,000,000</u>	
		標準	<u>364,900,000</u>	
81人～100人		都市部	<u>492,400,000</u>	
	標準	<u>469,000,000</u>		
101人～120人	都市部	<u>603,900,000</u>		
	標準	<u>575,100,000</u>		
121人～	都市部	<u>712,900,000</u>		
	標準	<u>679,000,000</u>		
就労・訓練事業等整備加算	都市部	<u>77,100,000</u>		
	標準	<u>73,500,000</u>		
短期入所整備加算	都市部	<u>17,200,000</u>		
	標準	<u>16,500,000</u>		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	<u>24,000,000</u>		
	標準	<u>22,900,000</u>		

改 正 後	現 行
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。</p>	<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。</p>

改 正 後

別表3-6

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和8年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	81,000,000
			標準	77,200,000
		21人 ~ 40人	都市部	163,500,000
			標準	155,700,000
		41人 ~ 60人	都市部	273,300,000
			標準	260,300,000
		61人 ~ 80人	都市部	383,800,000
			標準	365,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	494,600,000
			標準	471,100,000
		101人 ~ 120人	都市部	604,000,000
			標準	575,300,000
		121人以上	都市部	715,000,000
			標準	681,000,000
施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓 練)	利用定員 20人以下	都市部	65,300,000	
		標準	62,200,000	
		21人 ~ 40人	都市部	131,900,000
			標準	125,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	220,800,000
			標準	210,300,000
		61人 ~ 80人	都市部	311,100,000
			標準	296,400,000
		81人 ~ 100人	都市部	399,700,000
			標準	380,700,000
		101人 ~ 120人	都市部	490,000,000
			標準	466,700,000
		121人以上	都市部	578,900,000
			標準	551,400,000
就労・訓練事業等整備加算	都市部	62,500,000		
	標準	59,500,000		

現 行

別表3-6

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	75,300,000
			標準	71,700,000
		21人 ~ 40人	都市部	151,800,000
			標準	144,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	253,800,000
			標準	241,700,000
		61人 ~ 80人	都市部	356,400,000
			標準	339,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	459,300,000
			標準	437,500,000
		101人 ~ 120人	都市部	560,900,000
			標準	534,200,000
		121人以上	都市部	664,000,000
			標準	632,400,000
施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓 練)	利用定員 20人以下	都市部	60,600,000	
		標準	57,800,000	
		21人 ~ 40人	都市部	122,500,000
			標準	116,700,000
		41人 ~ 60人	都市部	205,000,000
			標準	195,300,000
		61人 ~ 80人	都市部	289,000,000
			標準	275,200,000
		81人 ~ 100人	都市部	371,200,000
			標準	353,500,000
		101人 ~ 120人	都市部	455,000,000
			標準	433,400,000
		121人以上	都市部	537,500,000
			標準	512,000,000
就労・訓練事業等整備加算	都市部	58,000,000		
	標準	55,300,000		

改 正 後

大規模生産設備等整備加算	都市部	206,100,000
	標準	196,400,000
短期入所整備加算	都市部	16,800,000
	標準	16,000,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	19,700,000
	標準	18,800,000
就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	13,800,000
	標準	13,200,000
居宅介護整備加算	都市部	9,330,000
	標準	8,890,000
避難スペース整備加算	都市部	54,300,000
	標準	51,700,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 木造施設の改築として行う場合に限る。

現 行

大規模生産設備等整備加算	都市部	191,500,000
	標準	182,400,000
短期入所整備加算	都市部	15,700,000
	標準	15,000,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	18,300,000
	標準	17,500,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	12,900,000
	標準	12,300,000
居宅介護整備加算	都市部	8,660,000
	標準	8,300,000
避難スペース整備加算	都市部	50,400,000
	標準	48,000,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 木造施設の改築として行う場合に限る。

改 正 後

別表3-7

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和8年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	217,400,000
			標準	207,000,000
41人～60人		都市部	362,500,000	
		標準	345,300,000	
61人～80人		都市部	509,500,000	
		標準	485,200,000	
81人～100人		都市部	656,500,000	
		標準	625,200,000	
101人～120人		都市部	802,000,000	
		標準	763,800,000	
121人以上		都市部	948,600,000	
		標準	903,500,000	
施設入所 支援整備 加算		利用定員 40人以下	都市部	175,400,000
			標準	167,000,000
	41人～60人	都市部	293,000,000	
		標準	279,100,000	
	61人～80人	都市部	412,500,000	
		標準	393,000,000	
	81人～100人	都市部	530,300,000	
		標準	505,000,000	
	101人～120人	都市部	650,300,000	
		標準	619,400,000	
	121人以上	都市部	767,700,000	
		標準	731,200,000	
就労・訓練事業等整備加算	都市部	83,000,000		
	標準	79,000,000		
短期入所整備加算	都市部	18,500,000		
	標準	17,700,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	25,800,000		
	標準	24,600,000		

現 行

別表3-7

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	201,900,000
			標準	192,300,000
41人～60人		都市部	336,600,000	
		標準	320,600,000	
61人～80人		都市部	473,000,000	
		標準	450,500,000	
81人～100人		都市部	609,500,000	
		標準	580,500,000	
101人～120人		都市部	744,600,000	
		標準	709,200,000	
121人以上		都市部	880,800,000	
		標準	838,900,000	
施設入所 支援整備 加算		利用定員 40人以下	都市部	162,900,000
			標準	155,100,000
	41人～60人	都市部	272,100,000	
		標準	259,200,000	
	61人～80人	都市部	383,000,000	
		標準	364,900,000	
	81人～100人	都市部	492,400,000	
		標準	469,000,000	
	101人～120人	都市部	603,900,000	
		標準	575,100,000	
	121人以上	都市部	712,900,000	
		標準	679,000,000	
就労・訓練事業等整備加算	都市部	77,100,000		
	標準	73,500,000		
短期入所整備加算	都市部	17,200,000		
	標準	16,500,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	24,000,000		
	標準	22,900,000		

改 正 後

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

現 行

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

改 正 後

別表4-1

令和8年度補助基準単価

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	本体	1世帯当たり	<u>3,763,000</u>
	初度設備加算	1世帯当たり	<u>74,000</u>
	心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>23,324,000</u>
	保育室整備加算	1人当たり	<u>991,000</u>
	学習室整備加算	1人当たり	<u>991,000</u>
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	<u>5,917,000</u>
	初度設備加算	1世帯当たり	<u>74,000</u>
	心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>23,324,000</u>

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	<u>8,876,000</u>
	初度設備加算	1世帯当たり	<u>111,000</u>
	心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>34,988,000</u>

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
- 3 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。

現 行

別表4-1

令和7年度補助基準単価

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	本体	1世帯当たり	<u>3,493,000</u>
	初度設備加算	1世帯当たり	<u>69,000</u>
	心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>21,657,000</u>
	保育室整備加算	1人当たり	<u>920,000</u>
	学習室整備加算	1人当たり	<u>920,000</u>
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	<u>5,494,000</u>
	初度設備加算	1世帯当たり	<u>69,000</u>
	心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>21,657,000</u>

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	<u>8,241,000</u>
	初度設備加算	1世帯当たり	<u>104,000</u>
	心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>32,486,000</u>

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
- 3 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。

改正後

別表4-2

令和8年度補助基準単価

(単位:円)

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	本体	1世帯当たり	4,967,000
	初度設備加算	1世帯当たり	98,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	30,788,000
	保育室整備加算	1人当たり	1,308,000
	学習室整備加算	1人当たり	1,308,000
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	7,810,000
	初度設備加算	1世帯当たり	98,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	30,788,000

現行

別表4-2

令和7年度補助基準単価

(単位:円)

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	本体	1世帯当たり	4,612,000
	初度設備加算	1世帯当たり	91,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	28,587,000
	保育室整備加算	1人当たり	1,214,000
	学習室整備加算	1人当たり	1,214,000
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	7,252,000
	初度設備加算	1世帯当たり	91,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	28,587,000

改正後

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	11,715,000
	初度設備加算	1世帯当たり	147,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	46,182,000

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
- 3 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。

改正後

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	10,878,000
	初度設備加算	1世帯当たり	137,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	42,881,000

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
- 3 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。

改正後

別表4-3

令和8年度補助基準単価

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	地域交流スペース	1施設当たり	17,852,000
	初度設備加算	1施設当たり	970,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1施設当たり	23,798,000
	初度設備加算	1施設当たり	2,537,000
	余裕教室活用促進事業	1施設当たり	23,798,000
	初度設備加算	1施設当たり	4,236,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1施設当たり	11,775,000
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1施設当たり	15,543,000	
女性自立支援施設	積雪寒冷地域体育施設	1施設当たり	46,089,000
	地域交流スペース	1施設当たり	17,852,000
	初度設備加算	1施設当たり	970,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1施設当たり	23,798,000
	初度設備加算	1施設当たり	2,537,000
	余裕教室活用促進事業	1施設当たり	23,798,000
	初度設備加算	1施設当たり	4,236,000
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1施設当たり	11,775,000	
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1施設当たり	15,543,000	

現行

別表4-3

令和7年度補助基準単価

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	地域交流スペース	1施設当たり	16,576,000
	初度設備加算	1施設当たり	901,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1施設当たり	22,097,000
	初度設備加算	1施設当たり	2,356,000
	余裕教室活用促進事業	1施設当たり	22,097,000
	初度設備加算	1施設当たり	3,934,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1施設当たり	10,628,000
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1施設当たり	14,029,000	
女性自立支援施設	積雪寒冷地域体育施設	1施設当たり	42,794,000
	地域交流スペース	1施設当たり	16,576,000
	初度設備加算	1施設当たり	901,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1施設当たり	22,097,000
	初度設備加算	1施設当たり	2,356,000
	余裕教室活用促進事業	1施設当たり	22,097,000
	初度設備加算	1施設当たり	3,934,000
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1施設当たり	10,628,000	
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1施設当たり	14,029,000	

改正後

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類	単位	補助基準額	
女性自立支援施設	積雪寒冷地域体育施設	1施設当たり	69,134,000
	地域交流スペース	1施設当たり	26,778,000
	初度設備加算	1施設当たり	1,455,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1施設当たり	35,697,000
	初度設備加算	1施設当たり	3,806,000
	余裕教室活用促進事業	1施設当たり	35,697,000
	初度設備加算	1施設当たり	6,354,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1施設当たり	17,663,000
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1施設当たり	23,315,000	

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

改正後

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類	単位	補助基準額	
女性自立支援施設	積雪寒冷地域体育施設	1施設当たり	64,191,000
	地域交流スペース	1施設当たり	24,864,000
	初度設備加算	1施設当たり	1,352,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1施設当たり	33,146,000
	初度設備加算	1施設当たり	3,534,000
	余裕教室活用促進事業	1施設当たり	33,146,000
	初度設備加算	1施設当たり	5,901,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1施設当たり	15,942,000
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1施設当たり	21,044,000	

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

改正後

別表4-4

令和8年度補助基準単価

(単位:円)

(耐震化整備事業)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター一時保護所	本体	1世帯当たり	6,678,000
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	8,976,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	13,464,000

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)

現行

別表4-4

令和7年度補助基準単価

(単位:円)

(耐震化整備事業)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター一時保護所	本体	1世帯当たり	6,201,000
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	8,334,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	12,501,000

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)

改正後

別表4-5

令和8年度補助基準単価

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター一時保護所	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	8,000
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	8,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	12,000

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

現行

別表4-5

令和7年度補助基準単価

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター一時保護所	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	8,000
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	8,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	12,000

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

改 正 後	現 行
別表 5 (略)	別表 5 (略)

改正後	現行
別紙1～別紙8（略）	別紙1～別紙8（略）